

VRゴーグル機器運用要領

(総 則)

第1条 新潟地方交通共済協同組合が保有するVRゴーグル機器の運用については、この運用要領の定めるところによる。

(目 的)

第2条 契約組合員にVRゴーグル装置の貸出しを行うことにより、契約組合員の運転者教養により、事故防止に寄与することを目的とします。

(貸出し対象)

第3条 機器の貸出しは、契約組合員とします。

(運用方法)

第4条 運用方法は次のとおりとする

- 1 貸出し台数は、1組合員当たり1台とします。
- 2 貸出し期間は1回につき、貸出日から原則2週間以内とする。ただし、他の貸出しが無く機器の運用に余裕がある場合は、貸出期間の延長も可能とします。
- 3 機器の取扱い方法等については、事故防止対策室が指導します。
- 4 その他、必要に応じて別途協議するものとします。

(利用申請)

第5条 VRゴーグル装置の貸出しを希望する組合員は、事故防止対策室に連絡の上、別紙「利用申請書」を当組合にFAX等することにより、申請するものとします。

(管理責任者の選任)

第6条 貸出期間中は、貸出しを受けた組合員において管理責任者を選任の上、機器を取扱方法に従い、十分注意の上使用することとします。

(禁止事項)

第7条 使用にあたっては、次の行為を行わないこととします。

- 1 他組合員等への又貸し
- 2 機器の分解及び改造
- 3 機器設定等変更および削除
- 4 関係付属品の紛失

(賠償責任の有無)

第8条 組合員は、機器の貸与期間中に故意又は重大な過失により、機器・システムの損壊、又は部品を紛失させた場合は、修理等に要する費用を負担頂きます。

(その他)

第9条 運用要領にない事項が発生した場合は、別途協議させていただきます。

(附 則)

この運用要領は、令和5年11月30日から実施する。